

## 平成 27 年度 第 1 回長野市総合計画審議会 会議次第

日時：平成 27 年 9 月 10 日（木）

午後 3 時 30 分から

会場：メルパルク長野 3 階 白鳳

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 諮問
- 4 自己紹介
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
  - (1) 長野市総合計画審議会作業部会（ながの未来フォーラム）について
  - (2) 今後の日程（進め方）について
  - (3) 長野市の人口推計等について
  - (4) 第四次長野市総合計画後期基本計画の現況と課題について
  - (5) 市民意見等の聴取結果について
  - (6) 長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について
  - (7) その他
- 7 閉会

## 長野市部局長名簿

職 名	氏 名
総務部長	寺 澤 正 人
企画政策部長	市 川 専 一 郎
財政部長	平 野 智 也
市民生活部長	原 敬 治
保健福祉部長	田 中 幸 廣
こども未来部長	松 坂 志 津 子
環境部長	井 上 隆 文
商工観光部長	久 保 田 高 文
文化スポーツ振興部長	松 本 至 朗
農林部長	広 沢 吉 昭
建設部長	上 平 敏 久
都市整備部長	轟 邦 明
駅周辺整備局長	宮 澤 泰 彦
会計局長兼会計課長	小 林 利 之
教育次長（行政担当）	藤 沢 孝 司
教育次長（教育担当）	田 川 昌 彦
上下水道局長	柳 沢 正 宏
消防局長	西 澤 清 己
危機管理防災監	田 原 章 文

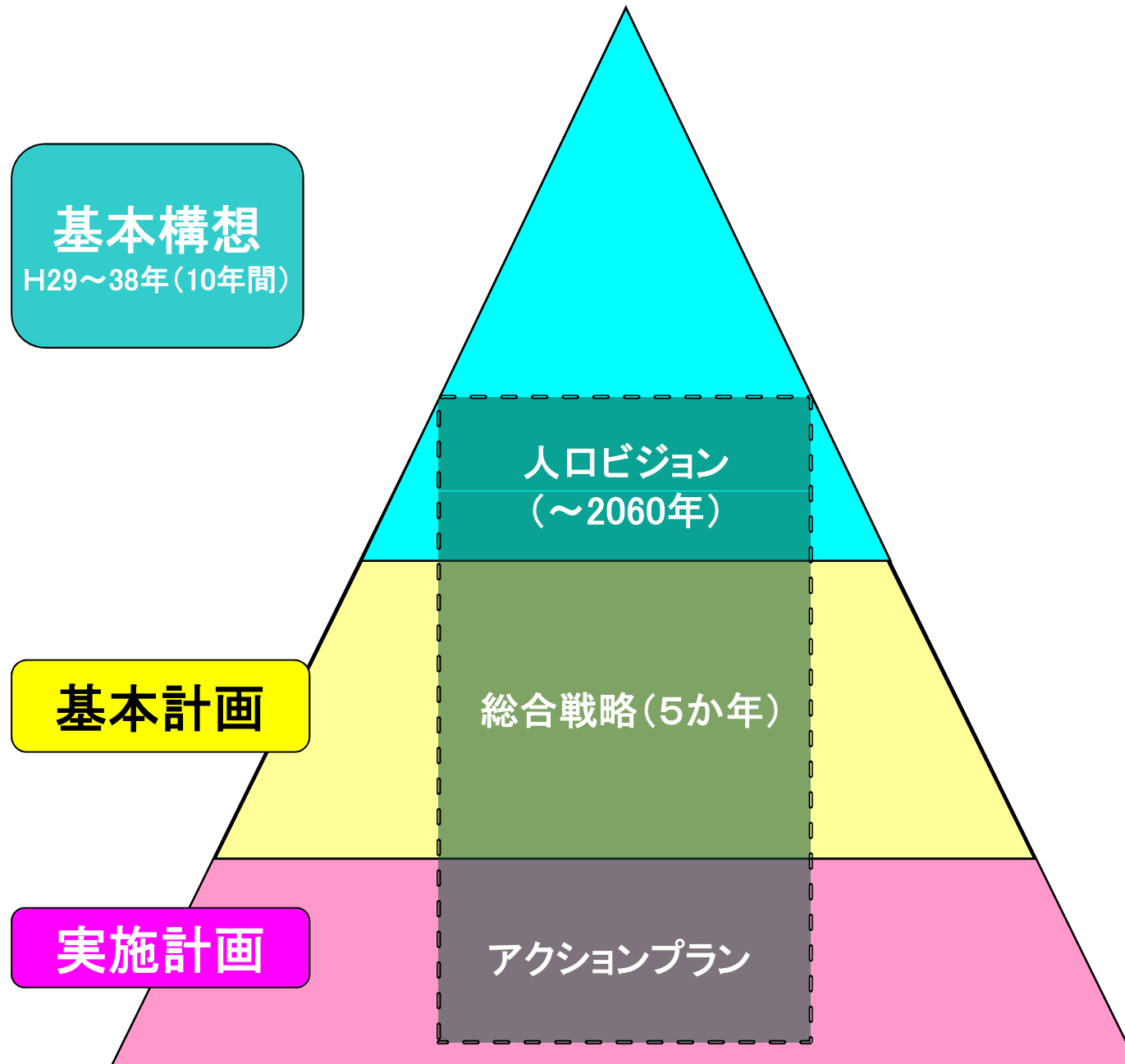
（平成27年4月1日現在）

## 長野市総合計画審議会 企画課・人口減少対策課事務局体制

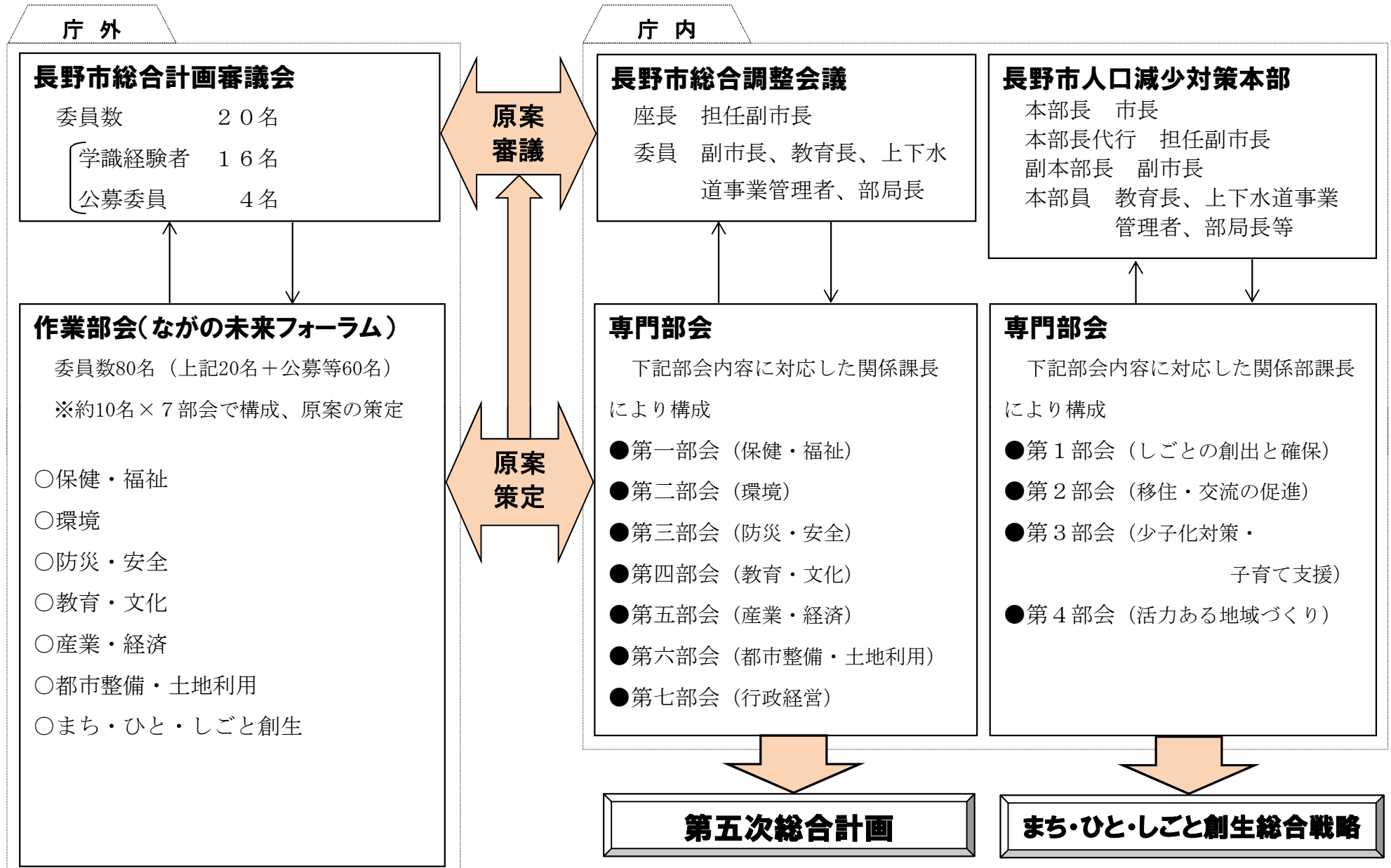
職・氏名		総合計画担当分野・総合戦略担当
企画課長	増田 武美	総合計画 総括
企画政策部主幹兼 課長補佐	花立 勝広	総合計画 副総括
企画課係長	小川 淳	総合計画 行政経営分野
企画課係長	轟 貴彦	総合計画 産業・経済分野
企画課係長	佐久間 清也	総合計画 防災・安全分野
企画課主査	竹内 由紀	総合計画 教育・文化分野
企画課主査	酒井 理起	総合計画 保健・福祉分野
企画課主査	奥田 由香里	総合計画 環境分野
企画課主事	白澤 哲也	総合計画 都市整備分野・土地利用
企画政策部次長兼 人口減少対策課長	小川 一彦	総合戦略 総括
人口減少対策 課長補佐	川上 忍	総合戦略 副総括
人口減少対策課係長	関谷 隆行	総合戦略担当
人口減少対策課係長	松林 秀樹	総合戦略担当

平成 27 年 4 月 1 日現在

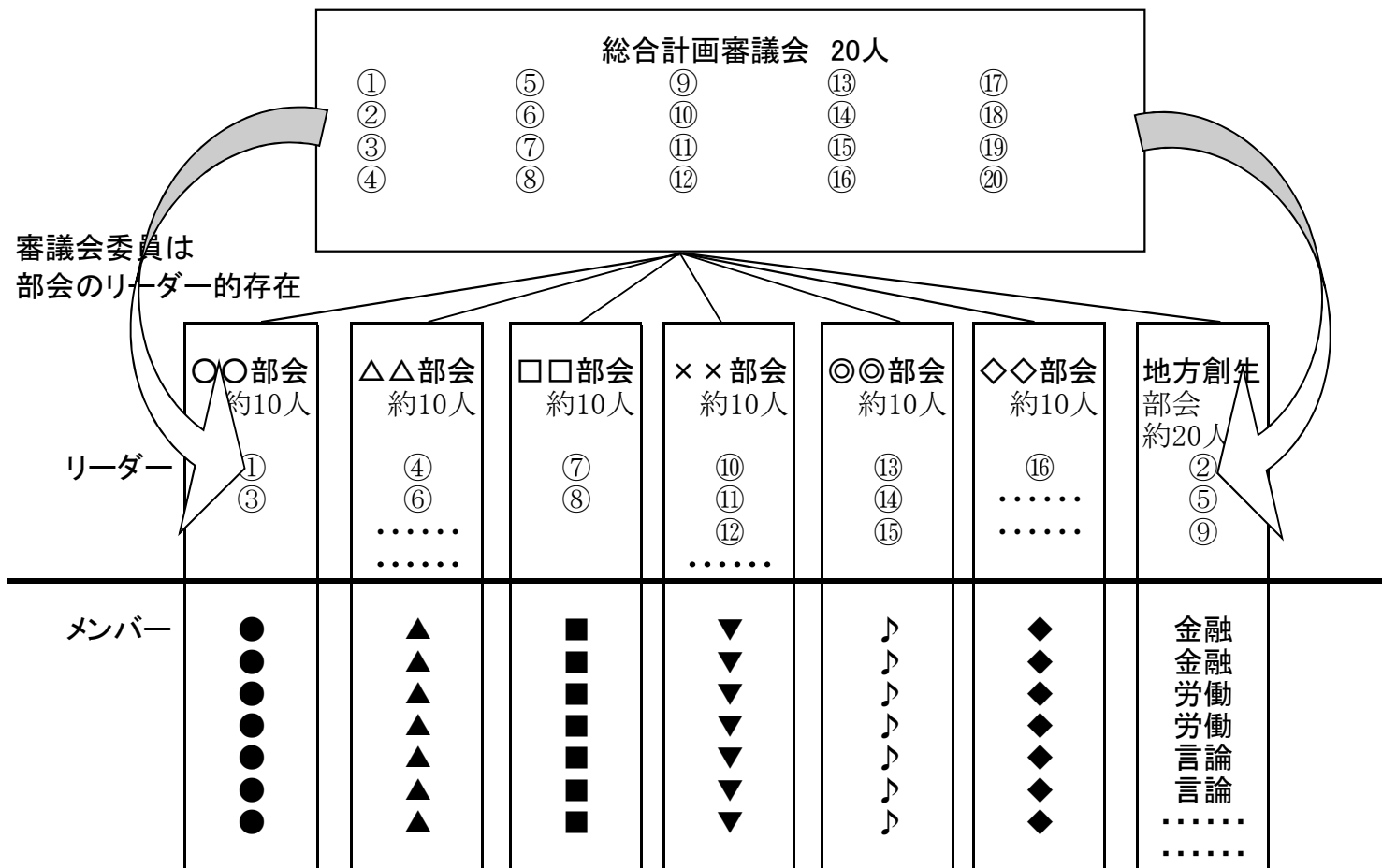
# 第五次総合計画と人口ビジョン・総合戦略の関係



## 第五次長野市総合計画と長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制について



# 総合計画審議会と作業部会の関係



## 長野市総合計画審議会作業部会（ながの未来フォーラム）要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例別表の1に掲げる長野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に条例第7条第1項に規定する部会等として置く長野市総合計画審議会作業部会（ながの未来フォーラム）（以下「作業部会」という。）の組織及び作業部会の委員（以下「部会員」という。）その他作業部会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2 作業部会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 第五次長野市総合計画の原案に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

（組織等）

第3 作業部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 保健・福祉部会
- (2) 環境部会
- (3) 防災・安全部会
- (4) 教育・文化部会
- (5) 産業・経済部会
- (6) 都市整備・土地利用部会
- (7) まち・ひと・しごと創生部会

2 作業部会は、部会員80人以内で組織する。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 審議会の委員の職にある者
- (2) 市長が必要と認める者

（任期）

第4 部会員の任期は、第2に定める任務が終了するまでとする。

（部会長及び副部会長）

第5 条例第7条第2項の規定により準用する条例第5条第1項に規定する会長等は、第3第1項各号に掲げる部会（以下「各部会」という。）に置くそれぞれの部会長とする。

2 前項の部会長を補佐するため、各部会に副部会長1人を置き、各部会の委員の互選によりこれを定める。

（庶務）

第6 作業部会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

（補則）

第7 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

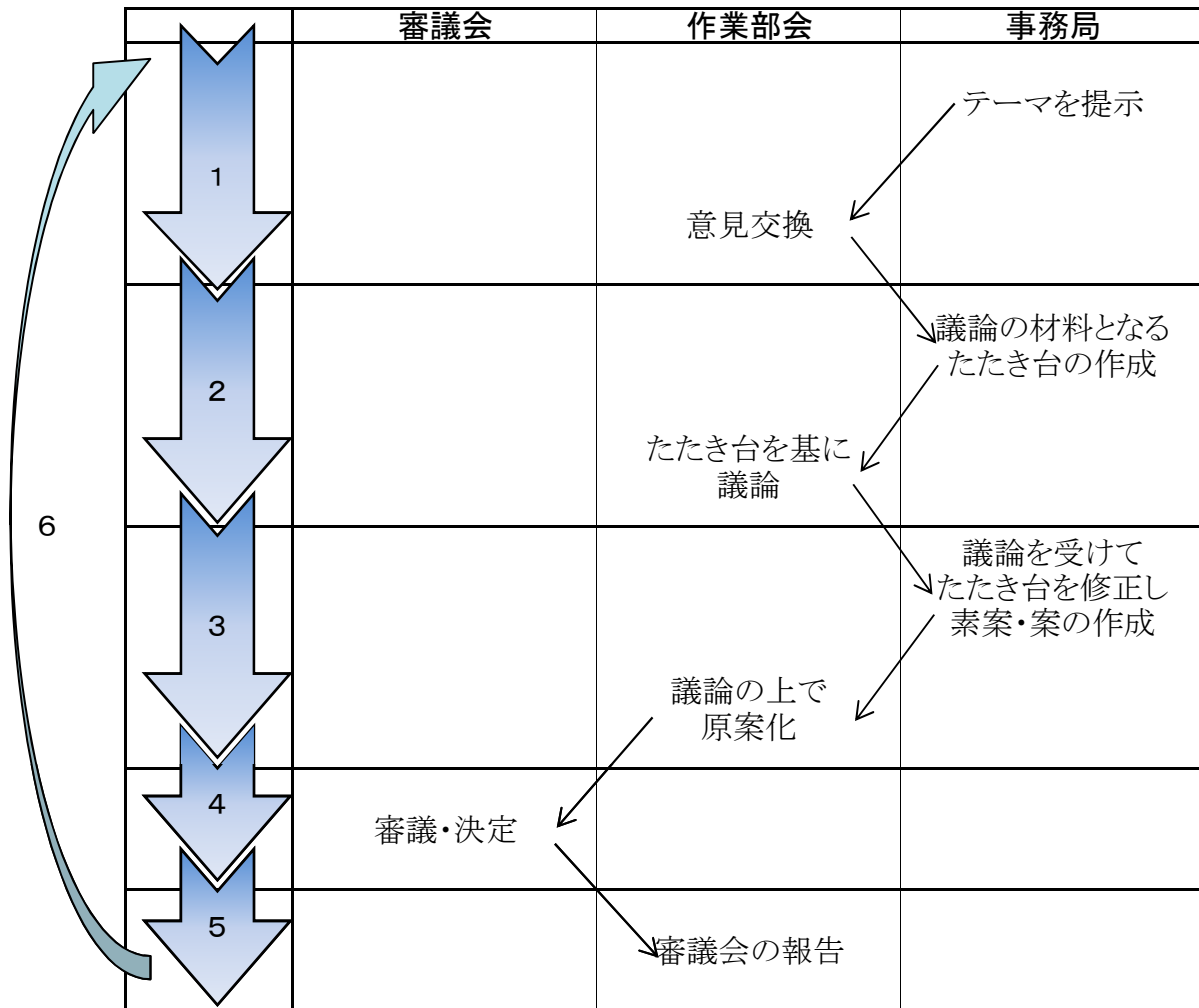
2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。



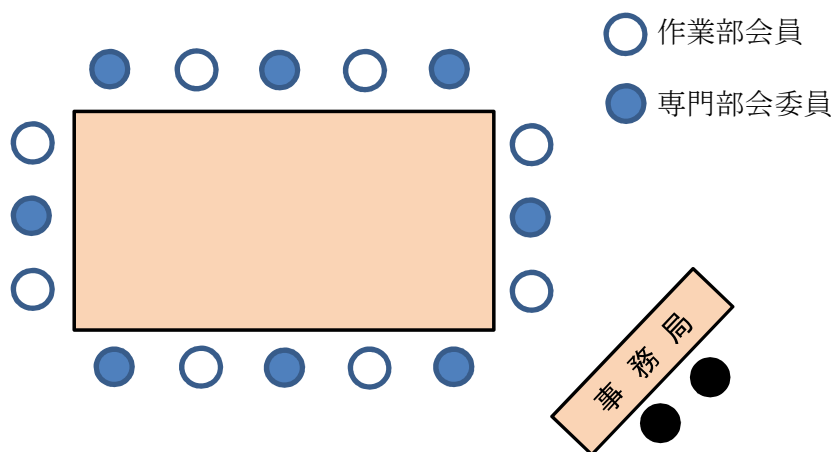
総合計画審議会委員作業部会別名簿(事務局案)

部会	役職等	氏名
<b>1 保健・福祉</b>		
部会長	社会福祉法人長野市社会福祉協議会会長	増山 幸一
副部会長	清泉女学院短期大学幼児教育科准教授	碓井 幸子
	公益社団法人長野県栄養士会会長	園原 規子
	公募委員	川北 泰伸
<b>2 環境</b>		
部会長	ながの環境パートナーシップ会議代表理事	金井 三平
副部会長	社団法人長野青年会議所広域交流委員会委員長	長峯 光子
<b>3 防災・安全</b>		
部会長	長野市消防団団長	有澤 二三明
副部会長	公募委員	本間 秀樹
<b>4 教育・文化</b>		
部会長	公益財団法人長野市体育協会監事	堀江 三定
副部会長	鬼無里小学校長	藤森 淳子
	信州大学教授	池田 京子
	公募委員	塚原 弓子
<b>5 産業・経済</b>		
部会長	松代地区住民自治協議会副会長	白石 芳久
副部会長	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー専務理事	滝沢 信一
	公募委員	上野 孝
<b>6 都市整備・土地利用</b>		
部会長	長野工業高等専門学校教授	柳澤 吉保
副部会長	信州大学工学部准教授	寺内 美紀子
<b>7 まち・ひと・しごと創生</b>		
副部会長	長野商工会議所女性会会長	山浦 悦子
	信州大学理事・副学長	三浦 義正
	鬼無里地区住民自治協議会会長	山口 信雄

1 審議会と作業部会における議論の流れ(例:基本計画の取組内容や指標)



2 作業部会での議論のイメージ



- ・専門部会委員(課長級職員)も加わり、ともに議論していく。
- ・また、作業部会員は専門的な知見に基づく視点から意見し、専門部会委員は行政職員としての立場から意見を交換し、原案を策定していく。

●第五次長野市総合計画策定に関するスケジュール(案)

年度	月	審議会	作業部会	備考	
27 年度	9月	<b>第1回審議会</b> <策定諮問> ・「基本施策と施策の現況と課題」 ・市民意見の聴取状況 ・人口等の推計 ・今後のスケジュール	公募部会員勉強会		
	10月		<b>第1回作業部会</b> ・各部会ごとのテーマでワークショップ	WS①	
	11月	<b>第2回審議会</b> ・第五次総合計画の全体構成 ・基本構想の構成 ・将来都市像の意見交換	<b>第2回作業部会</b> ・各部会ごとのテーマでワークショップ	WS②	
	12月		<b>第3回作業部会</b> ・ワークショップのまとめ意見交換 ・基本構想 施策の大綱 (部会ごとのたたき台)		
				<b>第4回作業部会</b> ・基本構想 施策の大綱(部会ごとの素案)	
	1月	<b>第3回審議会</b> 基本構想(素案)の検討 ・施策の大綱(部会ごとの素案) ・将来都市像 ・土地利用構想			
	2月		<b>第5回作業部会</b> ・審議会の報告 ・基本構想 施策の大綱(部会ごとの案)		
3月	<b>第4回審議会</b> 基本構想(案)の検討 ・施策の大綱(部会ごとの案) ・将来都市像 ・土地利用構想 ・基本計画の構成	<b>第6回作業部会</b> ・審議会の報告 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)①	現況と課題 取組内容		

年度	月	審議会	作業部会	備考	
28 年度	4月		↓ 第7回作業部会 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)②	取組内容	
	5月		↓ 第8回作業部会 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)③	指 標	
	6月	第5回審議会 ・総合戦略の反映 ・基本計画 施策の展開 (部会ごとのたたき台)			
	7月		第9回作業部会 ・審議会の報告 ・基本計画 施策の展開(部会ごとの素案)		
	8月	第6回審議会 ・総合戦略の反映 ・基本計画(部会ごとの素案)			
	9月		第10回作業部会 ・審議会の報告 ・基本計画 施策の展開(部会ごとの案)		
	10月	第7回審議会 ・基本計画(案)		第11回作業部会 ・審議会の報告 ・基本構想、基本計画の答申素案	
	11月	第8回審議会 ・第五次総合計画(答申素案)基本構想 ・第五次総合計画(答申素案)基本計画			
	12月	↓ パブリックコメント			
	1月	↓ 第9回審議会 ・パブリックコメントの報告 ・答申案の審議、決定  市長へ答申			
	2月				
	3月				

※施策の大綱…基本構想における施策の方向性を示す部分

※施策の展開…基本計画における施策の内容・体系などを示す基本計画の中心となる部分

第五次総合計画・まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に当たり実施した意見聴取範囲

**市内**

①「10年後の長野市の姿」アイデア募集【10人から21提案】

期間:平成27年6月1日(月)～6月26日(金)  
方法:広報紙の特集記事で、広く市民を対象に提案を募集

②市民意識アンケート(eアンケート)【59人から回答】

期間:平成27年5月8日(金)～5月27日(水)  
方法:長野市民を対象に、市HP内「eアンケート」において実施

③市民意識アンケート【3,154人から回答】

期間:平成27年5月7日(木)～5月20日(水)  
方法:長野市内に在住の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、郵送により実施

④市民まちづくり意見交換会(市長とまちかどトーク)【37人参加】

期間:平成27年7月8日(水)・10日(金)・14日(火)・15日(水)(4回)  
方法:子育て中の女性や子育てサークル代表者、65歳以上の高齢者、労者を集め、市長を交えて意見交換を実施

⑤高校生アンケート【3,731人から回答】

期間:平成27年5月15日(金)～5月21日(木)  
方法:長野市内の高等学校、高等専門学校及び特別支援学校高等部在籍の3年生等に質問票を配布して実施

⑥児童・生徒・学生まちづくり意見交換会

(市長と話そう～長野の未来～)【63人参加】

期間:平成27年7月31日(金)、8月3日(月)・11日(火)・19日(水)(4回)  
方法:小学生、中学生、高校生、大学・短大・高専生及び専修学校生を集め、市長を交えて意見交換を実施

⑦NPO等の市民組織からの意見募集【40団体から53提案】

期間:平成27年6月1日(月)～6月30日(火)  
方法:市内を中心に活動している団体へ郵送にて提案募集

⑧包括連携協定高等教育機関連携協議会との懇談会

期間:平成27年6月22日(月)～7月24日(金) 【4団体から14提案】  
方法:包括連携協定を結ぶ信州大学、長野工業高等専門学校、長野県短期大学、清泉女学院大学・短期大学に提案・意見書を配付して実施

**市外**

⑨市外居住者アンケート【268人から回答】

期間:平成27年5月7日(木)～5月20日(水)  
方法:長野市を観光等で訪れた市外居住者を対象に、街頭で面談により実施

⑩ふるさとNAGANO応援団からの提案意見募集【3人から13提案】

期間:平成27年7月15日(水)～8月7日(金)  
方法:ふるさとNAGANO応援団(36名)に提案・意見書を配付

**職員**

職員アンケート【892人から回答】

期間:平成27年7月1日(水)～7月10日(金)  
方法:全正規職員を対象に、電子申請システムにおいて実施

職員グループトーク【40人参加】

期間:平成27年7月21日(火)～7月31日(金)  
方法:職員アンケートの回答内容を基にグループを編成し、グループごとのテーマに従った意見交換を実施

第五次総合計画・まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る市民意見等の聴取の結果について

第五次長野市総合計画の策定に当たり、今後のまちづくりに対する意見・提案など広く求めるため、様々な調査を実施しました。調査結果の概要は以下のとおりです。  
(下段：小数点以下四捨五入)

実施調査名	概要	提 案 件 数								
		保健・福祉	環境	防災・安全	教育・文化	経済・産業	都市整備・土地利用	行政経営	その他	合計
①「10年後の長野市の姿」提案	広報紙で広く募集し、10人からの提案	3件	4件		1件	2件	7件		4件	21件
		14%	19%		5%	10%	33%		19%	100%
④市民まちづくり意見交換会【市長とまちかどトーク】	シニア等のグループごとに開催。合計 37 名と市長と意見交換	23件			15件	15件	10件	6件		69件
		33%			22%	22%	14%	9%		100%
⑥児童・生徒・学生まちづくり意見交換会【市長と話そう～長野の未来～】	小学生25名、中学生6名、高校生22名、大学生等10名と市長との意見交換	11件	6件	3件	14件	33件	8件	10件		85件
		13%	7%	4%	16%	39%	9%	12%		100%
⑦「10年後の長野市の姿」提案	団体へ郵送にて提案を依頼。30団体から提案	14件	1件	5件	9件	6件	8件	2件	8件	53件
		26%	2%	9%	17%	11%	15%	4%	15%	100%
⑧高等教育機関連携協議会からの提案	包括連携協定を結ぶ4高等教育機関へ提案を郵送にて依頼		3件		7件	1件	1件	2件		14件
			22%		50%	7%	7%	14%		100%
⑩ふるさとNAGANO応援団からの提案	ふるさとNAGANO応援団からの提案・意見を郵送にて求める	2件	1件			6件	2件	1件	1件	13件
		15%	8%			46%	15%	8%	8%	100%
合 計		53件	15件	8件	46件	63件	36件	21件	13件	255件
		21%	6%	3%	18%	25%	14%	8%	5%	100%

各種アンケート	対象者	対象人数	有効標本	回収標本	回収率
②市民意識アンケート（eアンケート）	長野市民		59人	59人	
③市民意識アンケート	長野市内に在住の20歳以上の男女	5,000人	4,979人	3,154人	63.3%
⑤高校生意識アンケート	長野市内の高等学校、高等専門学校及び特別支援学校高等部在籍の3年生等	3,731人	3,731人	3,731人	100%
⑨市外居住者意識アンケート	長野市を観光等で訪れた市外居住者		268人	268人	

※詳細については、「別冊資料」をご覧ください。

# 審議会等の見直しについて

## 1. 見直しの趣旨

審議会等は、地方自治法の規定により、法律又は条例を設置根拠とする原則に対し、これまで、本市を含む多くの自治体は、「私的諮問機関」に該当するものを要綱等により設置してきた。

### ● 審議会等の定義

審議会等の設置及び運営等に関する指針 H19.4.1適用

審議会等の区分	設置根拠	会議体の名称等
附属機関 (地方自治法の規定)	法律又は条例	審議会、審査会、調査会など
附属機関に準ずる機関 (私的諮問機関)	要綱等	上記名称は不可 (委員会・協議会など) 5年を超えない範囲で時限を設定

近年、要綱等により設置された「附属機関に準ずる機関」が附属機関に該当し、条例により設置すべきであるとする下級審の裁判例が複数ある。

報償等の支払いについては適法とされていることや、要綱設置の適法性に関しては、行政法学説も分かれていることから、これまで、他自治体の動向等に留意してきたが、3月議会での指摘も踏まえ、見直しを実施するもの。

## 2. 要綱設置の委員会・協議会等の見直し

要綱等により設置されている委員会・協議会等について、下記判断基準に照らし、附属機関としての性格を有し、附属機関として設置することが妥当であると判断したものは、条例化する。

また、指針における審議会等の区分「附属機関に準ずる機関」は、「懇談会等」に改める。

公募市民や有識者など、主に本市職員以外の者で構成され、要綱等により設置された委員会・協議会等

判断

### 附属機関としての性格を有するかの判断基準

- ① 市長等の執行機関の求めに応じて、一定事項について調停、審査、調査等を行う。
- ② 組織としての意思(意思決定手続)により、市長等の執行機関に対して、答申、提言、報告等を行う合議体である。

該当

条例により附属機関として位置付ける

### 3. 廃止・統合の検討

既存の審議会等について、設置および運営の適正化とあわせて効率化を図る観点から、活動が著しく不活発なものは廃止する。また、設置目的が類似するものや関係性の高いものは整理統合する。

#### ●廃止を検討するもの

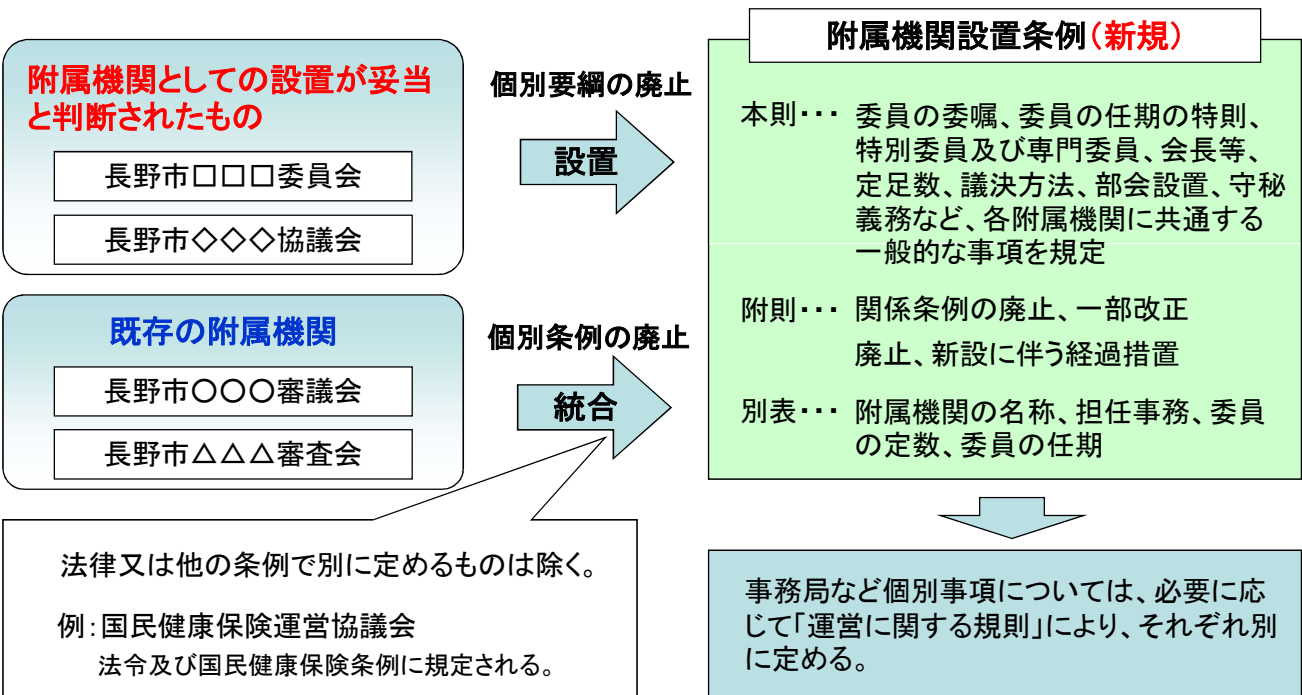
- (1) 形式的な意見聴取又は意見交換となっているもの
- (2) 設置目的が後退したもの又は任務が終了したもの
- (3) 附属機関で審議する必要が乏しいもの
- (4) 過去5年間以上にわたって開催実績が無いなど、活動が著しく不活発なもの
- (5) 今後、具体的な審議事項の発生が想定されないもの

#### ●統合を検討するもの

- (1) 設置目的が類似するもの又は審議事項の重複するもの
- (2) 統合により効率的な審議が可能となるもの

### 4. 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

要綱設置の委員会・協議会等のうち、附属機関として設置することが妥当であると判断したものについては、一括してこの条例により設置するとともに、既存附属機関の個別条例を廃止し、この条例に統合する(但し、法律又は他の条例で別に定めるものは除く。)





○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月27日長野市条例第3号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(特別委員及び専門委員)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

2 附属機関は、委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会等及び議決の特例)

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会等について準用する。

3 別表の1に規定する長野市青少年健全育成審議会においては、長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）第16条第1項に規定する事項に係る部会等の審議は、同審議会が行ったものとみなす。

(守秘義務)

第8条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(長野市行政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長野市行政改革推進審議会条例（平成15年長野市条例第3号）

(2) 長野市公共施設適正化検討委員会条例（平成26年長野市条例第34号）

(3) 長野市総合計画審議会条例（平成14年長野市条例第4号）

(4) 長野市都市内分権審議会条例（平成17年長野市条例第3号）

(5) 長野市特別職報酬等審議会条例（昭和41年長野市条例第23号）

(6) 長野市住宅対策審議会条例（昭和42年長野市条例第37号）

(7) 長野市住居表示審議会条例（昭和42年長野市条例第1号）

(8) 長野市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和54年長野市条例第17号）

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

- (9) 長野市学校給食センター等運営審議会条例（昭和42年長野市条例第8号）
  - (10) 長野市教育支援委員会条例（昭和47年長野市条例第24号）
  - (11) 長野市文化芸術振興審議会条例（平成21年長野市条例第39号）
  - (12) 長野市青少年健全育成審議会条例（昭和60年長野市条例第14号）
  - (13) 長野市消防委員会条例（昭和42年長野市条例第18号）
- （旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の左欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問等で、この条例の施行の際当該諮問等に対する答申等がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問等とみなし、当該諮問等について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附則第2項各号に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
施行日前に存する合議体	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる合議体と同一の名称のもの

4 この条例の施行の際現に旧附属機関等の委員である者は、施行日に、それぞれ新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員のそれぞれの任期にかかわらず、施行日における旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長等が別に定める。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

6 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、住居表示整備事業に関する事項について調査及び審議すること。	18人以内	2年
長野市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに政務活動費の額に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市防災基金運営委員会	市長の諮問に応じ、長野市防災基金の運用から生ずる収益による事業及び市民等の防災活動等に対する顕彰に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市公共事業再評価監視委員会	市長の諮問に応じ、公共事業に係る再評価及び対応方針に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市指定管理者選定委員会	市長の諮問に応じ、公の施設の指定管理候補団体の選定及び指定管理者に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市行政改革推進審議会	市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市公共施設適正化検討委員会	市長の諮問に応じ、公共施設の適正化に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、長野市総合計画に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

長野市都市内分権審議会	市長の諮問に応じ、長野市版都市内分権に関する事項について調査及び審議すること。	30人以内	2年
ながのまちづくり活動提案審査委員会	市長の諮問に応じ、ながのまちづくり活動支援事業補助金の補助対象となる活動の選考等に関する事項について調査及び審議すること。	7人以内	2年
長野市やまざとビジネス支援補助金審査委員会	市長の諮問に応じ、長野市やまざとビジネス支援補助金の補助対象となる事業の選考等に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	2年
長野市介護サービス向上検討委員会	市長の諮問に応じ、介護サービスの質的な向上に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	3年
長野市地域密着型サービス等運営委員会	市長の諮問に応じ、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	3年
長野市地域包括支援センター運営協議会	市長の諮問に応じ、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	3年
長野市健康づくり推進審議会	市長の諮問に応じ、長野市健康増進計画その他市民の健康づくりの推進に関する事項について調査及び審議すること。	16人以内	2年
長野市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種により発生した健康被害に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年
長野市放課後子ども総合プラン推進委員会	市長の諮問に応じ、放課後子ども総合プランの実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市廃棄物処理施設設置審査会	市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する生活環境の保全に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	2年
長野市文化芸術振興審議会	市長の諮問に応じ、文化芸術の振興のための施策の策定及び推進に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年
長野市芸術文化振興基金運営委員会	市長の諮問に応じ、長野市芸術文化振興基金の運用から生ずる収益の用途及び活用に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市住宅対策審議会	市長の諮問に応じ、住宅供給に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市都市再生整備計画評価委員会	市長の諮問に応じ、都市再生整備計画事業等の事業評価及び今後のまちづくりの方策に関する事項について調査及び審議すること。	5人以内	2年
長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会	市長の諮問に応じ、長野市中心市街地活性化基本計画の実績に係る評価及び変更に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	5年
長野市歴史的風致維持向上協議	市長の諮問に応じ、長野市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更並び	15人以内	2年

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

会	に円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。		
長野市消防委員会	市長の諮問に応じ、消防の運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市おひざで絵本事業絵本選定委員会	市長の諮問に応じ、おひざで絵本事業で贈呈する絵本の選定に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	2年
長野市青少年健全育成審議会	市長の諮問に応じ、青少年の健全育成及び保護育成に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身に障害があること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な教育的支援に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市教育委員会結核対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小・中学校における結核対策に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	1年
長野市学校給食センター等運営審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食センター及び学校給食共同調理場の運営に関する事項について調査及び審議すること。	30人以内	2年
長野市立図書館基本計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立図書館基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	1年

3 市長等の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育振興基本計画策定委員会	市長等の諮問に応じ、長野市教育振興基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市生涯学習推進計画策定委員会	市長等の諮問に応じ、長野市生涯学習推進計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

## 長野市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件に関し、別に条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。